

る盲女赤き衣きて、上に白き衣打かけたるが、鼓打て歌うたふさまなり、繪の旁に宇多天皇に十一代の後胤いとうが嫡子に、かはづの三郎とて詞書あり、曾我物語などうたへるにや、其歌及び判詞に大鼓かしら打といふ事あれば、舞まひの類なるべし舞まひは此職人盡の内曲舞と云ひてあり、ことに盲女は舞ふべくもあらず、但大がしらは鼓を打故なり。謡曲外百番、小林と云曲あり、ござども八はたに詣て、内野合戦山名が臣下、小林の上野介がことをうたふ處、總じてごぜ達の謡には、女御、更衣、帝王の御事とも謡に作てうたふは習ひ云々、これ職人盡の女盲とも同じものと見ゆ。

〔嬉遊笑覽六上曲〕今女盲をごせといふもと御前は貴人の邊なり、故に人をうやまひていふ詞なり、物語草子などに多く見えたり、御まへたちといふは、御前に侍る人をいふなり、今も音にて呼ながら、ごせんといへば重き詞なり、物語などに、殿は男を申し源氏玉かづらの内侍をかんのとのお前といふは女を申すならひなり、名物の琵琶に、殿御前と云がり、胡琴教錄に、殿御前と云がり、お前と號す、盲女もやむごとなき御まへに侍るより、ごせとはいひ習へるにや、又は瞽女の音などにや、落穂集に、我等若年の頃迄は、蹠子杯と申者は、縦令いか程高給を以て召抱申度と有之候ても、御當地町中には一人もなく、三味線と申物をば盲目の女より外にはひき不申事の様子に有之云々去に依て、其節は大名衆奥方には、盲女と名付たる瞽女を二人三人も抱置、御慰など、有之節は、三味線を鳴し、小歌やうのものも諷ひ、座輿を催申事に有之候、當時は、件のごせ杯と申者沙汰もなく、蹠子三味線ひき計りの様に罷成候は、元祿之始已來の義にても可有之哉とあり、人倫訓蒙字彙に、女盲が男に三線教る所をかけり、其條に、御前は、光孝天皇の御子、雨夜の前にはじまるといふ説あり、是もれきくのおくがたへも出入、又はいとけなき娘子に、琴三味線を教へ侍れば、身持きやしやにありたきものなりといへり、此草子には、座頭の條には、雨夜の御子の事なく、却てこの處に、雨夜の前と女御子と志たるものをかし、

〔評定所張紙〕私支配所村々より座頭瞽女江配當之儀相糺候趣申上候書付